

花巻市普通財産に係る広場の管理に関する要領

令和5年8月31日財務部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、花巻市の普通財産であるまん福跡地を、隣接する花巻中央広場の機能を補完する広場（以下「広場」という。）として、広く市民に開放するほか、イベント広場としての利活用を検討するため、当該土地の当分の間の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広場の位置)

第2条 この要領により、広場として開放する普通財産は、花巻市吹張町191番1に位置する土地をいう。

(利用形態)

第3条 広場は広く開放し、歩行者の出入りは、自由とする。

2 前項の規定にかかわらず、広場でイベントを開催する場合にあっては、別に定めるところにより、広場を独占的に利用すること（花巻市財務規則（平成18年花巻市規則第60号）第198条に規定する普通財産の貸付けをいう。）ができる。

(利用の禁止又は制限)

第4条 広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するための利用・行為の禁止又は制限事項については、花巻市公園条例（平成22年花巻市条例第46号）の例によるものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月8日から施行する。